

社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館
通所介護
デイサービス友
重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

当事業所は利用者に対して指定通所介護サービスを提供します。

施設の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 施設経営法人

名称・法人種別	社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館
代表者名	理事長 湧井 規子
所在地・連絡先	(住所) 名古屋市南区三吉町6丁目17番地
	(電話) 052-612-3370 (FAX) 052-611-9085

2. 事業所の概要 ご利用施設

事業所名	デイサービス友
所在地・連絡先	名古屋市南区三吉町6-17 (電話) 052-612-3077 (FAX) 052-612-3067
事業所番号	2371200326
管理者の氏名	久野 有希奈
利用定員	20名
受付時間	月曜日～土曜日 8時30分～17時15分
営業日・営業時間	月曜日～土曜日 9時20分～16時30分
定休日	日曜日・年末年始
サービス提供地域	名古屋市南区(名南中学校区、南光中学校区)・緑区(大高小学校区)

3. 運営方針

通所介護計画に基づき、機能訓練・レクリエーションなどを通して、身体能力の維持・向上に努め、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な援助を行います。

利用者の安全確保に留意し、生活リズムをととのえ、仲間作り、生きがいつくりなどの場となるよう、良質で健全なる介護サービスを提供します。

4. 職員の配置状況

		資格	常勤	非常勤	計
管理者			1名		1名
従業員	生活相談員		3名		3名
	介護職員		6名		6名
	機能訓練指導員			1名	1名
	看護師(機能訓練指導員兼務)			3名	3名

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では利用者に対して下記のサービスを提供します。

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

- ① レクリエーション
- ② 健康状態の観察
血圧・体温・脈拍などの測定を行います。
- ③ 送迎
- ④ 食事及びおやつ
当事業所では利用者の身体の状態を考慮した食事を提供します。
- ⑤ 入浴
機械浴槽での入浴対応も行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

- ① 食事の材料の提供
利用者に提供する食事の材料にかかる費用です。
料金：食事1回あたり 500 円 おやつ・飲み物代 100 円
- ② 通常の事業実施区域 南区（名南中学校区、南光中学校区）緑区（大高小学校区）への送迎
通常の事業実施区域外の地域にお住まいの方は相談に応じます。
- ③ レクリエーション
レクリエーションは種類により、材料などの実費をいただく場合があります。
- ④ 複写物の交付
利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には、実費（1枚につき10円）をご負担いただきます。

6. サービス利用料金 別紙にて表示します。

●時間以外の場合は異なります。

●オムツは原則持ち込みです。

(1) お支払い方法

サービス提供月の請求を翌月の初めに発行いたしますので、15日までに郵便局引き落としか現金にてお支払いください。お支払いいただきますと、領収書を発行いたします。

7. 利用の中止、変更、追加

- 利用者の都合により、サービスの利用を中止する場合は前日までにお知らせください。
- 利用曜日、利用回数の変更・追加を希望される場合は事前にご相談ください。
- 利用予定日当日の中止については、取り消し料（食事材料費500円）が発生する場合があります。

8. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の相談窓口で受け付けます。

苦情窓口 デイサービス友苦情相談窓口 電話番号（052）612-3077

受付担当者 久野 有希奈（主任）

苦情解決者 久納 満喜（高齢部 部長）

(2) また、中立的な立場から苦情の解決に当たるものとして、下記の第三者委員が設置されました。そちらに直接電話等で連絡頂いても構いません。

第三者委員 湯浅 登 電話番号（0562）-83-4407（自宅）

石橋 尚子 電話番号（052）624-5803（自宅）

名古屋市健康福祉局介護保険課指導係

電話番号（052）972-3087

9. 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館
代表者役職・氏名 理事長 湧井規子
本社所在地・電話番号 名古屋市南区三吉町6丁目17番地
電話（052）612-3370 FAX（052）611-9085

10. サービスの利用に当たっての留意事項

利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意してください。

- （１）利用者は、人種、宗教、習慣等の相違によって他人を排除・攻撃するなど施設の秩序を乱す行為を行わないよう心がけます。
- （２）管理者は、利用者が（１）に違反し管理者の指示に従わない時は、当該施設の利用を中止又は取り消すことがあります。

作成日 2012年4月1日
変更日 2015年4月1日
2019年4月1日
2019年12月1日
2021年6月1日
2026年4月1日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

年 月 日

事業者

所在地 名古屋市南区三吉町6-17

名称 社会福祉法人 名古屋キリスト教社会館 デイサービス友

説明者 所属 デイサービス友

氏名 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から重要事項の説明を受け同意しました。

利用者 住所
電話番号

氏名 _____ 印

(代理人) 住所

氏名 _____ 印